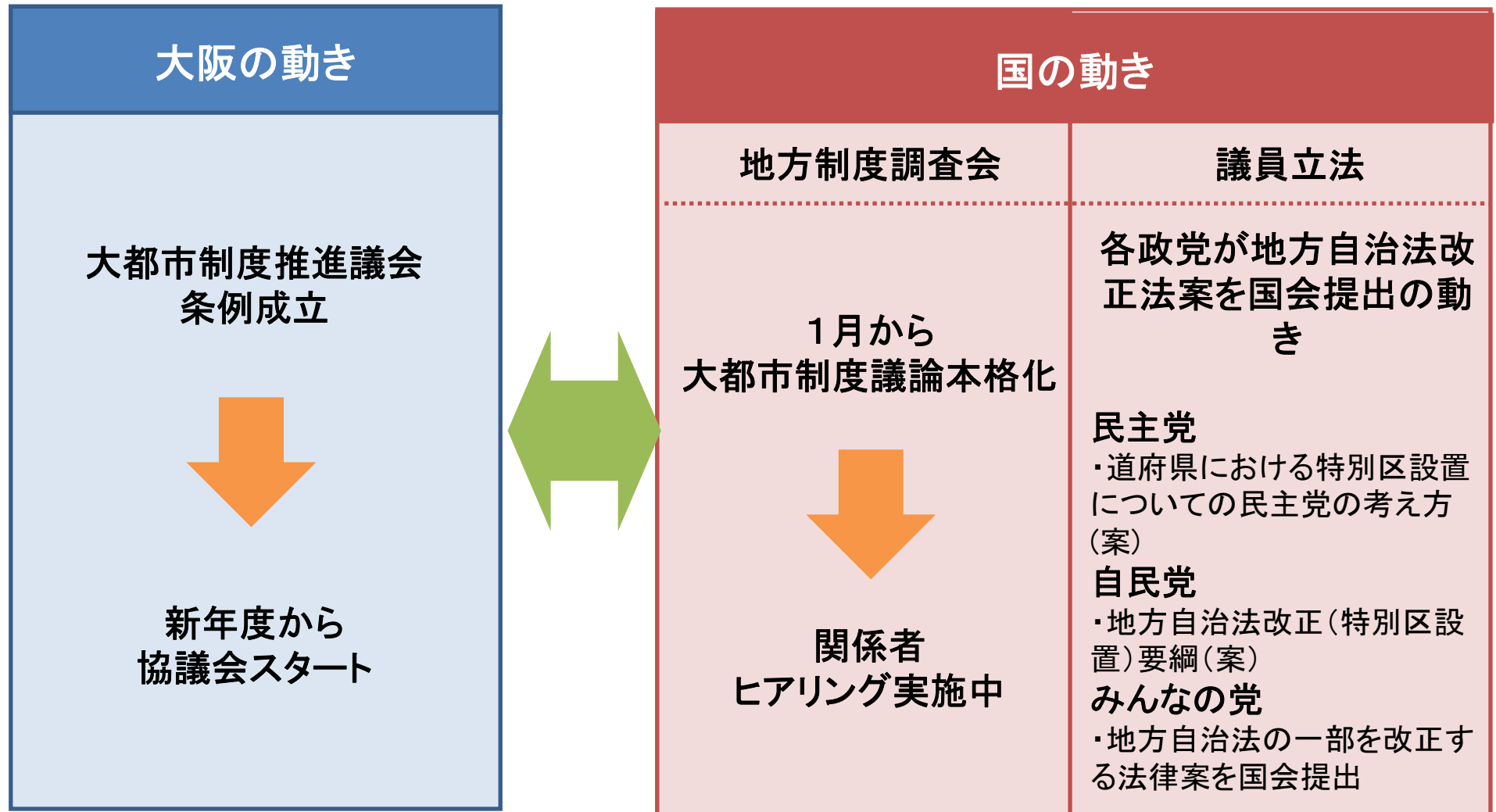


大阪にふさわしい大都市制度 推進協議会等について

平成24年3月29日

大阪府市統合本部事務局

大都市制度をめぐる状況について



大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例 概要

1. 条例の目的等（1～2条）

- 協議会の設置、基本計画の策定等に関し必要な事項を規定(1条)
- 府市共同で地域の実情に応じた新たな大都市制度の実現に向けた取組を推進(1条)
- 首長及び議会は、新たな大都市制度の実現に向けて積極的に取り組む(2条)

2. 協議会の概要（3～5条、7～9条）

- 名 称 : 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会(3条)
- 役 割 : 大都市制度に関する協議、基本計画の策定、国への提案(3条,8条,9条)
- 委員数: 20人(4条)
- 委員構成: 府市10人ずつ、いずれも首長、議長及び議会推薦議員(4条)
- 会長等: 委員のうちから委員が協議により会長及び副会長1人を定める(5条)
- 規 約 : 協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めた規約を首長の協議で定める(7条)
 - (1)協議会を設ける地方公共団体 (2)協議会の会議の運営に関する事項 (3)協議会の経費の支弁の方法
 - (4)前三号のほか、協議会に関し必要な事項

3. 協議会の会議の運営（6条）

- 定足数:委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない
- 議決方法:協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する
- 外部意見:協議会は、学識経験者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる
- 会議の公開:協議会の会議は、公開とする

4. 基本計画（9～10条）

- 協議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画を策定(9条)
- 基本計画は、次に掲げる事項について定める(10条)
 - (1)大都市制度に関する基本的な方針に関すること (2)広域自治体の在り方に関すること (3)基礎自治体の在り方に関すること
 - (4)議会の在り方に関すること (5)新たな大都市制度についての手続に関すること (6)前各号のほか、大都市制度に関すること
- 策定手続:協議会が基本計画を策定 ⇒ 首長が議会の同意を求める⇒ 府市両議会が同意
⇒ 協議会が基本計画を府民に周知、国に提示(9条)

5. 附則

- 平成24年4月1日から施行
- 指定都市である堺市に協議会への参加を求めることその他の必要な措置を講ずる

国の動き

地方制度 調査会	H23.8.24 第30次の地方制度調査会が発足(西尾会長) H24.1～ 専門小委員会において大都市制度の議論スタート 2.16 専門小委員会において大阪府市統合本部(大阪市長)、指定都市市長会(川崎市長)から意見聴取 ※参考資料参照 3.16 専門小委員会において東京都、特別区長会から意見聴取 ↓ 意見・答申 H25.8 任期終了
民主党	H23.12.22 第1回 地域主権調査会「大都市制度等WT」設置(逢坂座長) H24. 3.23 第11回 WT 道府県における特別区設置についての民主党の考え方(案) 【民主党の考え方(要約)】 ※参考資料参照 〔 ①市町村及び道府県による発意 ②市町村及び道府県と国との協議・調整 ③市町村及び道府県の議会の議決 ④市町村の住民投票 ⑤総務大臣への申請 ⑥大臣決定 〕
自民党	H23.12.14 第1回 大都市問題に関する検討PT(菅座長) H24. 3. 1 第9回 PT 地方自治法改正(特別区設置)要綱(案)の提示 〔【要綱(要約)】 ※参考資料参照 ①特別区移行協議会の設置 ②特別区移行協定書の作成 ③総務大臣協議 ④議会同意(道府県、市町村)⑤市町村の住民投票 ⑥総務大臣への申請 ⑦大臣処分 〕
みんなの 党	H24. 3. 9 地方自治法の一部を改正する法律案を国会に提出 〔【法律案(要約)】 ※参考資料参照 ①都・特別区設置協議会の設置 ②都・特別区基本計画の作成 ③事務財源配分等 ④ 〕

参 考 資 料

- 大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例(大阪府条例第85号)
- 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会規約(案)
- 地方制度調査会 専門小委員会(24.2.16)要旨
- 特例法(新法)による道府県における特別区設置等について考え方(案)【民主党】
- 地方自治法改正(特別区設置)要綱(案)【自民党】
- 地方自治法の一部を改正する法律案の概要【みんなの党】

大阪府条例第八十五号

大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例

地域の自主性及び自立性が求められる地方分権の理念にのっとり、大阪自らが主体的に地方自治の在り方を考え、大阪にふさわしい大都市制度を創り上げていくことが、新しい時代を切りひらくためには不可欠である。

そのためには、大阪から国に対して具体的な提案を行い、国における大都市制度に関する議論を促進することで、新たな大都市制度の構築に必要な法制の整備等につなげていかなければならない。

府及び大阪市が、大都市制度に関する検討の主体である協議会を設け、住民を代表する機関である議会及び長がともに参画し、国の動向も踏まえ、具体的な提案等を行い、もって大阪にふさわしい大都市制度を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、協議会の設置、基本計画の策定等に関し必要な事項を定め、大阪市と共同で地域の実情に応じた新たな大都市制度（大都市地域における基礎的な地方公共団体（以下「基礎自治体」という。）とその団体を包括する広域の地方公共団体（以下「広域自治体」という。）に関する制度をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(知事及び府議会の責務)

第二条 知事及び府議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度の実現に向けて積極的に取り組まなければならない。

(協議会の設置)

第三条 府は、新たな大都市制度に関する協議を行い、第九条第一項に規定する基本計画を策定するため、大阪市と協議の上、共同で大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第四条 協議会は、委員二十人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 知事

二 大阪市長

三 府議会の議長及び府議会が推薦した府議會議員 九人

四 大阪市の議会の議長及び大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員 九人

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから委員が協議により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

5 協議会には必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 協議会の会議は、公開とする。

（協議会の規約）

第七条 知事は、協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めた規約（以下「協議会規約」という。）を大阪市長と協議して定める。

2 協議会規約には、次に掲げる事項につき規定を設けるものとする。

- 一 協議会を設ける地方公共団体
- 二 協議会の会議の運営に関する事項
- 三 協議会の経費の支弁の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、協議会に関し必要な事項

（協議事項）

第八条 協議会は、次条第一項に規定する基本計画の策定、同条第五項に規定する提案その他第一条の目的を達成するために必要な事項について、協議を行う。

（基本計画の策定等）

第九条 協議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、協議会が前項の規定により基本計画を策定したときは、府議会の同意を求めるものとする。

3 協議会は、府議会及び大阪市の議会が基本計画について同意をした場合には、速やかにそれを府民に周知するとともに、国に提示するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

5 協議会は、基本計画に係る協議において、国における大都市制度に関する取組の状況を踏まえ必要と認めるときは、国に対して大都市制度に関する提案（以下「提案」という。）をすることができる。

6 知事は、協議会が国に対して提案をしようとするときは、府議会の同意を求めるものとする。

7 協議会は、府議会及び大阪市の議会が提案について同意をした場合には、国に対して提案をするほか、速やかにその内容を府民に周知するものとする。

（基本計画の内容）

第十条 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大都市制度に関する基本的な方針に関すること。
- 二 広域自治体の在り方に関すること。

- 三 基礎自治体の在り方に関すること。
- 四 議会の在り方に関すること。
- 五 新たな大都市制度についての手続に関すること
- 六 前各号に掲げるもののほか、大都市制度に関すること。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（協議会の在り方の検討）

- 2 府は、協議会の設置後、協議会が大都市制度について協議を行うものであることを旨とする観点から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市である堺市に協議会への参加を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会設置条例の廃止）

- 3 大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会設置条例（平成二十三年大阪府条例第八十二号）は、廃止する。

大阪にふさわしい大都市制度推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（構成団体）

第2条 協議会は、大阪府及び大阪市（以下「関係団体」という。）をもって構成する。

（関係団体の責務）

第3条 関係団体は、相互の信頼のもと、大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（平成24年大阪府条例第85号）及び大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（平成24年大阪市条例第36号）（以下「大都市条例」という。）並びにこの規約を尊重し、協議会に真摯に臨むものとする。

2 関係団体は、堺市に対して、協議会への参加を求めるものとする。

3 堺市が協議会に参加しようとするときは、委員の構成等について検討を行い、大都市条例及びこの規約の改正など必要な措置を講ずるものとする。

（協議会の組織）

第4条 協議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 大阪府知事

(2) 大阪市長

(3) 大阪府の議会の議長及び大阪府の議会が推薦した大阪府の議会の議員 9人

(4) 大阪市の議会の議長及び大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員 9人

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから委員が協議により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

5 協議会は必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者（以下「学識経験者等」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 協議会の会議は、公開とする。
（協議会の組織の変更及び廃止等）

第7条 協議会を設ける地方公共団体の数の増減、協議会の廃止その他の事由による大都市条例の改正又は廃止については、協議会での合意を経た後、関係団体全ての議会の議決を経なければならない。

2 この規約を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会での合意を経なければならない。
（経費の支弁の方法）

第8条 次条及び第10条に規定する費用その他協議会の事務の管理及び執行に関し関係団体が共同で執行すべき費用については、関係団体が均等に経費を負担するものとする。

2 前項の経費については、大阪府が府の歳出予算から支出し、大阪市は、大阪市の負担相当額を大阪府へ支出するものとする。

（委員の費用弁償）

第9条 委員が協議会の職務を行うため、府の区域外（府に隣接する府県の区域内において大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第1項に規定する地域を定める規程（平成20年大阪府議会規程第3号）に定める地域を除く。）の地域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の額及び支給方法は、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大阪府条例第21号）に定める議員の例による。

（学識経験者等への謝金等）

第10条 第6条第5項の規定により学識経験者等が出席したときは、謝金及び実費弁償を支給することができる。

2 前項の謝金は、大阪府の例により会長が別に定めるものとし、実費弁償の額及び支給方法は、証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）に定める証人等の例による。

（事務局）

第11条 協議会の事務は、大阪府政策企画部大都市制度室及び大阪市都市制度改革室が担う。

（委任）

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

地方制度調査会 専門小委員会(24.2.16) 要旨

大阪市長の主な発言

- 都市の実態にあわせて、広域自治体と基礎自治体を整理しなおす必要。
- 広域自治体のエリアは、大阪市では狭く、府の範囲まで広げる必要。
- 260万の政令市では、住民自治に課題がある。区を設置して公選区長にする必要。

委員からの主な発言

- 中身は日々進化していると思うが、新たな基礎自治体の事務配分、たとえば、消防や上下水道、ごみ収集などはどうなるのか。
- 再編後の新たな広域自治体と基礎自治体がどのような事務を担うのか、制度検討のため事務配分、財政調整など、より詳細な制度設計案を示してほしい。

川崎市長の主な発言

- 都道府県から独立の特別自治市という選択肢を作してほしい。

委員からの主な発言

- 政令市の全てが府県機能を持つと都道府県が47から67に増えることになる。
- 政令市が市町村税に加えて府県税も一元的に徴収するとなれば、その他の市町村の財政に影響が出る。その結果、交付税総額を今より増やさないといけなくなるのではないか。
- 住民自治をどう考えるのか。

特例法（新法）による道府県における特別区
設置等についての考え方（案）

◎地域主権戦略大綱（平成22年6月22日 閣議決定）

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつっていく。

・都が新たに特別区を設置する場合は現行の地方自治法の手続で行い、道府県が特別区を設置する場合はこの手続を特例法で定めて行う。

1 市町村及び道府県による発意

同一の道府県の区域内にある人口が一定規模以上の市及びこれに隣接する市町村（以下単に「市町村」という。）並びに市町村を包括する道府県（以下単に「道府県」という。）は、市町村及び道府県の議会の議決を経て設置された協議会において、市町村を廃止し、その区域に特別区を設置する案を作成し、発意する。

・人口が一定規模以上の市として、人口がおおむね200万人以上の市を想定。
・協議会は、市町村及び道府県の議会の議員及び市長を構成員とする。

2 市町村及び道府県と国との協議・調整

1の発意を尊重しながら、市町村及び道府県と国が協議・調整し、市町村を廃止し、その区域において特別区を設置する案を策定する。

3 市町村及び道府県の議会の議決

・議会の議決は、出席議員の過半数で決する。

4 市町村の住民投票

・道府県全体の住民投票は不要とする。
※残余地域の住民の意見は、道府県議会の議決で反映されている。

5 市町村と道府県による総務大臣への申請

6 総務大臣の決定・告示

① 税源配分、財政調整、事務配分などについて、現行の都・特別区のスキームとは違うケースが必要な場合には、別途政府に対して意見を提出し、それを受けて政府が個別法の整備について検討することとする。

・個別法の整備は、一般法となることも、一の地方公共団体のみに適用される特別法となることも考えられる。特別法となる場合には、憲法95条に基づく住民投票が必要となる。

② 政府は、地方公共団体からの新たな大都市制度についての意見の申出を受けたときは、地方制度調査会において検討する。

・意見の申出を行う場合は、関係する地方公共団体の議会の議決を必要とする。

《指定都市の要件（人口50万人以上）をクリアしている市》

市	人口(H22 国勢調査)	備考
横浜市	3,688,773	
大阪市	2,665,314	
名古屋市	2,263,894	
札幌市	1,913,545	
神戸市	1,544,200	
京都市	1,474,015	
福岡市	1,463,743	
川崎市	1,425,512	
さいたま市	1,222,434	
広島市	1,173,843	
仙台市	1,045,986	
北九州市	976,846	
千葉市	961,749	
堺市	841,966	
新潟市	811,901	
浜松市	800,866	
熊本市	734,474	H24.4.1 指定都市に移行予定。
相模原市	717,544	
静岡市	716,197	
岡山市	709,584	
船橋市	609,040	指定都市でない。
鹿児島市	605,846	指定都市でない。
八王子市	580,053	指定都市でない。
姫路市	536,270	指定都市でない。
松山市	517,231	指定都市でない。
宇都宮市	511,739	指定都市でない。
東大阪市	509,533	指定都市でない。
川口市	500,598	指定都市でない。

※ 「政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。」（地方自治法第252条の19第1項柱書き）

※ 政令指定の要件としては、法の文言では人口50万以上とのみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている（総務省HPから引用）。

地方自治法改正案（特別区設置）要綱（案）

第1 特別区移行協議会

1 特別区移行協議会の設置

市町村を廃止し、その区域において特別区を設置しようとする市町村（以下「特定市町村」という。）及びこれを包括する都道府県は、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置に関する協定書（以下「特別区移行協定書」という。）の作成その他特別区への移行に関する協議を行うため、協議会（以下「特別区移行協議会」という。）を置くものとする。

2 特定市町村の要件

特定市町村は、一の指定都市又は指定都市を含み、相互に隣接する同一都道府県の区域内の二以上の市町村であって、その総人口が100万人以上で政令で定める人数を超えるものでなければならない。ただし、既に特別区が設置されている都道府県の区域内において、その特別区に隣接して特別区を設置しようとするときは、この限りでない。

3 会長及び委員

(1) 会長

特別区移行協議会の会長は、都道府県知事をもって充てる。

(2) 委員

ア 特別区移行協議会の委員は、規約の定めるところにより、都道府県の議会の議員又は職員及び特定市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

イ 特別区移行協議会には、アのほか、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

第2 特別区移行協定書

1 特別区移行協定書の作成

特別区移行協定書は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 特別区を設置する時期に関する事項
- (2) 特別区の区域、名称及び事務所の位置に関する事項
- (3) 都道府県と特別区の事務の分担に関する事項
- (4) 都道府県と特別区の財政調整に関する事項
- (5) 特別区の議会の議員の定数に関する事項
- (6) 特定市町村の財産及び債務の承継に関する事項
- (7) 都道府県及び特定市町村の職員の引継ぎに関する事項
- (8) (1)から(7)までのほか、特別区の設置に関する重要事項

2 既に特別区が設置されている場合の配慮

既に特別区が設置されている都道府県の区域内において、その特別区に隣接して特別区を設置しようとするときは、特別区移行協定書の作成に当たっては、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、既に設置されている特別区に係る1(3)及び(4)の事項との均衡に配慮しなければならない。

3 総務大臣との協議

特別区移行協議会は、特別区移行協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

4 公表及び総務大臣への送付

特別区移行協議会は、1により特別区移行協定書を作成したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣に送付しなければならない。

第3 議会の同意

第2・1により特別区移行協議会が特別区移行協定書を作成したときは、都道府県知事及び特定市町村の長は、それぞれの議会に付議し、その同意を得なければならない。

第4 住民投票

1 住民投票の請求

第3により都道府県及び全ての特定市町村の議会の同意があったときは、特定市町村の長は、選挙管理委員会に対し、政令で定めるところにより、特別区移行協定書について住民（当該特定市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者に限る。以下同じ。）の投票（以下「住民投票」という。）に付するよう請求しなければならない。

2 住民投票の実施

1の請求があったときは、特定市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別区移行協定書について住民投票に付さなければならない。

3 住民投票の手続

(1) 公示

住民投票は、その期日の14日前に公示しなければならない。

(2) 特定市町村の長による特別区移行協定書の内容の説明

特定市町村の長は、特別区移行協定書の内容について、住民の理解を促進するよう、パンフレットを住民に配布し、中立的立場で分かりやすい十分な説明をしなければならない。

(3) 特定市町村の議会の会派による意見の表明

ア 特定市町村の議会の会派は、住民投票に関して意見を表明しようとする

きは、政令で定めるところにより、選挙管理委員会において意見表明団体の登録を受けることができる。

イ 選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、意見表明団体の意見を公報に掲載し、住民に配布しなければならない。

ウ 意見表明団体は、政令で定めるところにより、事務所を設置し、住民投票の期日の前日までの間、自動車、船舶及び拡声器を使用し、文書図画並びにパンフレット及び書籍を頒布若しくは掲示し、演説会を開催し、又は街頭演説を行うことができる。

(4) 公職選挙法の規定の準用

政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、住民投票について準用する。

第5 都道府県及び特定市町村による共同申請

1 特別区移行協定書の確定

第4・2による全ての特定市町村の住民投票において、それぞれ過半数の同意があったときは、特別区移行協定書は、確定する。この場合において、都道府県知事及び特定市町村の長は、特別区移行協定書を告示しなければならない。

2 特定市町村の廃止及び特別区の設置の申請

1により特別区移行協定書が確定したときは、都道府県及び特定市町村は、共同して、総務大臣に対し、特別区移行協定書その他政令で定める書類を添えて、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置の申請を行うものとする。

第6 特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置

1 総務大臣による処分

総務大臣は、第5・2の申請が第1から第5までにより適正に行われたものと認めるときは、当該申請に基づき、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を定めるものとする。

2 総務大臣による告示及び国の関係行政機関の長に対する通知

総務大臣は、1の処分をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

3 効力の発生

1の処分は、2の告示によりその効力を生ずる。

4 総務大臣及び国の関係行政機関の長による必要な法制上の措置

総務大臣及び2の通知を受けた国の関係行政機関の長は、特別区移行協定書の内容を尊重し、特別区の設置に必要な法制上の措置を迅速に講じなければならない。

5 道府県内に特別区が設置されたときの地方財政の特例

国は、1により道府県の区域内に特別区が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、当該道府県及び特別区に関する法律の適用に関し、特別区財政調整交付金に関する規定及び地方税法、地方交付税法その他の地方財政に関する法律の規定の特例を定めることができる。

第7 特別区設置の準備事務等

1 特別区設置の準備事務

特別区の設置に関する準備事務は、特定市町村が単独で又は共同して、政令で定めるところにより、行うものとする。

2 都道府県の支援

都道府県は、特定市町村に対し、1の準備事務に関する必要な支援を行わなければならない。

3 特別区の暫定的職務執行者

新たに設置される特別区の長が選挙されるまでの間その職務を行う者について、規定を設ける。

4 特別区の暫定的選挙管理委員

新たに設置される特別区選挙管理委員が議会において選挙されるまでの間その職務を行う者について、規定を設ける。

5 特別区の事務所の位置及び議会の議員の定数

第5・1により告示された特別区移行協定書に定める新たに設置される特別区の事務所の位置及び議会の議員の定数は、当該特別区の条例により定められたものとみなす。

6 財産処分

特定市町村を廃止し、その区域において特別区を設置する場合において必要となる財産処分は、特別区移行協定書の定めるところによる。

7 政令への委任

この法律に規定するものを除くほか、特別区への移行について必要な事項は、政令で定める。

第8 その他

1 都の特別区の扱い

従来の都の区は、改正後の地方自治法の特別区の章の規定により設置された特別区とみなす。

2 所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1.市町村の廃止・特別区の設置 及び道府県を都とする処分

【対象市町村】

①指定都市又は同一道府県内の指定都市及びこれに隣接・近接する市町村 かつ

②人口の合計が70万以上

【処分の手続】

①申請することにつき道府県及び関係市町村の議会が議決

②道府県及び関係市町村が総務大臣経由で内閣に申請

③内閣が処分

④総務大臣が直ちに告示、当該告示により処分の効力発生

2.都・特別区設置協議会の設置

○以下の事項に関する協議を行う

・基本的な計画の作成（→道府県及び関係市町村の計画実施義務）

・市町村の廃止・特別区の設置及び道府県を都とすること

・都・特別区の事務処理及び財政調整

○協議会から国等の関係機関に対する協力要求権

○会長・委員は、道府県及び関係市町村の議会の議員・長その他の職員又は学識経験者から選任

3.事務・財源配分等に関する提案

都及び特別区の実務財源配分等につき国が講ずべき新たな措置について、議会の議決を経て、総務大臣経由で内閣に提案が可能

→内閣は、

・提案を尊重する

・提案からおおむね3月以内に新たな措置の必要の有無を判断し、必要があるときは、所要の法制上の措置等を講ずる

・おおむね6月以内に（求めがあったときは直ちに）、対応状況を国会報告

→国会は、

・内閣から報告を受け、必要と認めるときは所要の法制上の措置を講ずる

4.事務・財源配分等協議会の設置

○3.の事務財源配分等につき国が講ずべき新たな措置についての提案に関する協議を行う

○都及び全ての特別区により設置

○設置の手続・権限・組織・規約については、都・特別区設置協議会に関する規定を準用

附 則

○公布日施行（ただし、1.は、平成25年4月1日施行）

○政府は、施行後速やかに、遅くとも平成25年3月31日までに、市町村の廃止・特別区の設置及び道府県が都とされるために必要な法制上の措置等を講ずる